

料金表

一般料金 (北海道ガス地区)

2020年4月1日実施

株式会社いちたかガスワン

1. 対象となるお客さま

この料金表は、別表第5の地域にお住まいのお客さまに適用いたします。なお、この料金表は、当社のガス小売供給約款とあわせて適用いたします。

2. 用語の定義

この料金表において使用する「単位料金」とは、5に規定する基準単位料金または調整単位料金をいいます。

3. 適用条件

この料金表は、1.により対象となるすべてのお客さまに適用いたします。

4. 料金

(1) 当社は別表第2の料金表を適用して、ガス小売供給約款の規定により算定した使用量に基づき、その料金算定期間の料金を算定いたします。

(2) ガス小売供給約款19(日割計算)(1)による日割計算が生じた場合は、別表第3を適用いたします。

5. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表第2の料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第1(4)のとおりといたします。

①平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

=基準単位料金+0.084円×原料価格変動額/100円×(1+消費税率)

②平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

=基準単位料金-0.084円×原料価格変動額/100円×(1+消費税率)

(備考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て。

(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

①基準平均原料価格(トン当たり)

66,310円

②平均原料価格(トン当たり)

別表第1(4)に定められた各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)およびトン当たりプロパン平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

ただし、その金額が106,090円以上となった場合は、106,090円といたします。

(算式)

平均原料価格=トン当たりLNG平均価格×0.9503+トン当たりプロパン平均価格×0.0546

③原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ. 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ. 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

6. 供給ガスの熱量、圧力および燃焼性
別表第4に準じるものといたします。

7. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

付則

実施の期日

この料金表は2020年4月1日から実施いたします。

(別表第1)

料金および消費税等相当額の算定方法

- (1) 料金は、基本料金と従量料金の合計額の1円未満の端数の金額を切り捨てたものとしていたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金または5の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

料金に含まれる消費税等相当額

$$= \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率}) \text{ (1円未満の端数切り捨て)}$$

- (4) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。

- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定に当たっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の料金の算定に当たっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定に当たっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定に当たっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定に当たっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定に当たっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定に当たっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定に当たっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定に当たっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定に当たっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定に当たっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定に当たっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(別表第2)

(1) 適用区分

- 料金表A 使用量が0立方メートルから15立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表B 使用量が15立方メートルをこえ、50立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表C 使用量が50立方メートルをこえ、200立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表D 使用量が200立方メートルをこえ、800立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表E 使用量が800立方メートルをこえる場合に適用いたします。

(2) 料金表

① 料金表A

a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	946.00円 (消費税等相当額を含みます)
-------------------	---------------------------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	200.69円 (消費税等相当額を含みます)
------------	---------------------------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに5の規定により算出した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

② 料金表B

a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	1,454.20円 (消費税等相当額を含みます)
-------------------	-----------------------------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	166.81円 (消費税等相当額を含みます)
------------	---------------------------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに5の規定により算出した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

③ 料金表C

a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	2,013.00円 (消費税等相当額を含みます)
-------------------	-----------------------------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	155.63円 (消費税等相当額を含みます)
------------	---------------------------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに5の規定により算出した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

④料金表D

a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	7,700.00円 (消費税等相当額を含みます)
-------------------	-----------------------------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	127.20円 (消費税等相当額を含みます)
------------	---------------------------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに5の規定により算出した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑤料金表E

a. 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	9,900.00円 (消費税等相当額を含みます)
-------------------	-----------------------------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	124.45円 (消費税等相当額を含みます)
------------	---------------------------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに5の規定により算出した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(別表第3)

料金の日割計算

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、いずれの料金表を適用するかは、料金算定期間の使用量に30を乗じ、次の日割計算日数で除した1か月換算使用量によります。

(1) 日割計算後基本料金

基本料金×日割計算日数／30

(備考)

- ①基本料金は、この料金表における基本料金
- ②日割計算日数は、料金算定期間の日数
- ③計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て

(2) 従量料金

この料金表における基準単位料金の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、この料金表における適用基準と同様といたします。

(別表第4)

供給ガスの熱量、圧力および燃焼性

供給ガスにおける熱量、圧力および燃焼性は、次のとおりといたします。なお、供給ガスは、燃焼性によって類別されており、当社供給ガスの類別は13Aであるため、13Aのガス器具が適合いたします。

熱量	標準熱量…45メガジュール (10,750キロカロリー) 最低熱量…43.5メガジュール
圧力	最高圧力…2.5キロパスカル 最低圧力…1.0キロパスカル
燃焼性	最高燃焼速度…47 最低燃焼速度…35 最高ウォッベ指数…57.8 最低ウォッベ指数…52.7
ガスグループ	13A
燃焼性の類別(旧呼称)	13A

(別表第5)

一般料金供給地域(2020年4月1日現在)

北海道ガス株式会社	札幌圏エリア(小樽市を除く)、千歳圏エリア、 函館エリア、泉沢エリア
-----------	---------------------------------------

一般料金(北海道ガス地区)お申込みのお客さまへ

セット割引(割引プラン)重要事項説明

1. 割引プランの説明

「一般料金(北海道ガス地区)」と株式会社いちたかガスワン(以下「当社」という)が販売する「エネワンでんき」または「ガスワン灯油」をご家庭でご利用の個人のお客さまで、都市ガスと請求をおまとめいただいた場合、毎月110円(税抜)を割引いたします。

2. 適用条件

本割引プランは、当社が販売する都市ガスの料金プラン「一般料金(北海道ガス地区)」にお申込みいただき、次の条件を満たしたお客さまが対象になります。なお、「ガスワン灯油」はホームタンク(200L型以上)もしくはドリップメーターにて「ガスワン灯油」を直近6か月以内(ただし、6月から8月は除外して算定するものとします。)に購入(ホームタンクの場合、補給を受けるお客さまの希望により当社が給油を行うことをいい、ドリップメーターの場合にはお客さまが「ガスワン灯油」を使用することをいいます。)があり、都市ガスと同一の使用場所に限ります。

イ. 当社が販売する「エネワンでんき」または「ガスワン灯油」を新規でお申込みいただき、都市ガスと請求をおまとめいただいたお客さま。

ロ. 当社が販売する「エネワンでんき」または「ガスワン灯油」を既にご使用いただいております、都市ガスと請求をおまとめいただいたお客さま。

3. 割引金額と割引の方法

毎月の当社からのご請求金額より、「セット割引」として110円(税抜)を割引いたします。

4. 適用とならない場合

本割引プランは、次の場合適用外となります。

イ. 「一般料金(北海道ガス地区)」を解約したとき。

ロ. 「エネワンでんき」または「ガスワン灯油」を解約したとき。

ハ. 「一般料金(北海道ガス地区)」および「エネワンでんき」または「ガスワン灯油」の請求がまとめ請求でなくなったとき。

ニ. 申込み内容に虚偽の記載があったとき、その他当社が不適当と認めたとき。

ホ. ガス料金の支払いに遅延、不履行が有る場合は、その月の「セット割引」は適用済みであっても遡って適用外とする場合があります。

ヘ. 「ガスワン灯油」のお取引を一定期間為されなかったとき。

5. その他

イ. 本割引プランは当社が実施する他の割引プラン等と重複して割引を受けることが出来ます。

ロ. 「一般料金(北海道ガス地区)」を解約した場合でも、「エネワンでんき」、「ガスワン灯油」は継続してご利用いただけます。この場合、割引の適用は解除されます。

ハ. 当社は事前の予告無く、サービスの変更または終了することがあります。

●割引プラン等についてのお問い合わせは、下記にご連絡ください。

株式会社いちたかガスワン(登録番号：B0057)

住所：〒064-0808 北海道札幌市中央区南8条西6丁目1036番地

電話番号:0120-296-365

お問合せ時間:24時間365日